

緊急記者会見について

河内長野市

平成25年10月21日

生活保護業務における業務上横領の疑いで、警察により本市役所内執務室等の搜索及び本市職員の事情聴取が行なわれた事案について、状況説明等行いますので、下記のとおり緊急記者会見を開催いたします。記者の出席方お願いします。

記

1. 日 時 平成25年10月21日（月） 10：00～
2. 場 所 河内長野市役所 7階 701会議室
3. 出席者 市長・副市長・地域福祉部長・生活福祉課長
4. 内 容 生活保護費に係る経理等を担当していた職員が、生活保護電算システムの端末操作や不正な経理処理を行うことにより、生活保護費を横領していた疑いがあり、警察の協力のもと調査等を進めていました。その結果、昨日、警察に市役所内執務室等の搜索及び本市職員の事情聴取が行なわれました。

問い合わせ 河内長野市広報広聴課

電話 0721-53-1111

生活保護業務における横領の疑いにより本市役所内執務室等の搜索及び本市職員の事情聴取が行われた事案について

本市の生活保護業務における業務上横領罪の疑いで、警察当局により、本市役所内執務室等が搜索され、本市職員が任意の事情聴取を受けるという事案が発生したことをご報告いたします。

まずもって、このような事案が発生したことにつきまして、市民の皆様、国、大阪府をはじめ関係諸機関の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

本市では、昨年4月の人事異動に伴う調査で、職員の事務懈怠による生活保護費の過支給や、分割で納付された返還金をその都度、市の歳入として入金せず、預り金として不適切な会計処理をしていたことが判明し、その対策を行ってきました。

これらの問題を契機に、業務内容や経理内容を全面的に点検するなどの作業を行っている中で、生活保護費に係る経理等を担当していた職員（以下、「本件職員」といいます。）が、不正な経理処理や生活保護電算システム（以下、「電算システム」といいます。）の端末操作を行うことにより、生活保護費を横領していた疑いがあり、警察との協力のもと、本件職員の逃走及び証拠隠滅、財産隠匿防止の観点から、秘密裏に調査等を進めてまいりました。

その結果として、証拠が存在し、不正の事実が確実となった一定の事案について、平成25年10月4日付けで河内長野警察署に告訴状を提出し、昨日、市役所内執務室等の搜索及び本件職員の事情聴取に至りました。

生活保護に関しましては、受給者の増加や不正受給の問題等、制度自体の見直しが進められようとしている中で、被保護者に寄り添い、指導すべき立場の職員が不正な行為を起こしたことは、決して許されるべきことではありません。

重ねて市民の皆様にご深くお詫び申し上げますとともに、真相解明と再発防止、そして、あらゆる法的手段を講じての損害額の回収に向けて、全力をあげて取り組むことを決意する次第です。

平成25年10月21日

河内長野市長 芝田 啓治

（別紙）河内長野市における生活保護費不正支出事件について

担当	河内長野市 地域福祉部 生活福祉課
TEL	0721-53-1111（代）
FAX	0721-52-4920

河内長野市における生活保護費不正支出事件について

1. 事件の概要について

(1) 事案の概要

本件については、平成13年10月1日から平成23年3月31日まで生活保護所管課に所属していた本件職員（都市建設部主査、40歳代、男性）が、経理事務を担当していた職員が産前・産後休暇及び育児休暇を取得した平成21年1月から平成23年3月までの間に、従来担当していた電算システム担当に加え、経理事務を担当することにより、その立場や権限を利用して不正な経理事務を行い、生活保護費を横領していた疑いがあるものです。

(2) 告訴事実の概要について

平成25年10月4日付けで河内長野警察署あてに提出した告訴状の概要については下記のとおりです。（なお、市が委任した弁護士から郵送していますので、警察の受理日は10月7日付けとなっています。）

被告訴人：本件職員

罪名：業務上横領罪（刑法第253条）

横領額：7名の生活保護受給者の氏名を利用した11件の不正な支出
計4,185,933円の生活保護費

(3) 被害額について

本市の内部調査により、現時点で把握している被害額は下記のとおりです。

1,326件 266,346,285円

なお、本件職員の聴取を行わないなかでの調査の結果ですので、今後の捜査の進展などを踏まえながら、更に内容の精査を行うとともに、引き続き調査を行い、結果が判明次第、その後の経過も含めて公表します。

2. これまでの主な経過

（5ページ「これまでの主な経過」をご参照ください。）

3. 事務処理の流れと不正行為の概要

(1) 事務処理の流れ

(6～9ページ「生活保護費の支出パターンと不正行為の概要」及び別図「生活保護費事務処理の流れ」をご参照ください。)

(2) 不正処理のパターン

大別して、下記のパターンで不正な処理が行われていたものと思われます。

(定例支給の場合)

- 電算システムを不正に操作することにより、正規の担当の口座振替・窓口払いとは別に自らの担当窓口番号により窓口払いを設定し、不正な生活保護費を入力して横領したもの。
- 電算システムを不正に操作することにより、正規の被保護者名とは別に、同じケース番号で家族の氏名による支払いを設定し、不正な生活保護費を入力して横領したもの。

(追加支給の場合)

- 正規の保護決定調書により決定された生活保護費に不正な金額を上乗せして、前渡資金管理用通帳から引き出して横領し、その後、偽造した領収書により前渡資金の精算を行うとともに、電算システムを不正に操作して取り繕おうとしたもの。
- 保護決定調書がないままに不正な金額を前渡資金管理用通帳から引き出して横領し、その後、偽造した領収書により前渡資金の精算を行うとともに、電算システムを不正に操作して取り繕おうとしたもの。

4. 原因について

(1) 直接的な原因

本件職員は、生活保護のケースワーカーを長年務め、リーダー的な存在であったこと、また、電算システムについても長く担当している中で精通していたこと、さらに、経理事務についても熟知していたこと等により、上司からの全幅の信頼に基づき、経理事務担当と電算システム担当の兼務という強大な権限を得ることにより、不正な処理を行ったものです。

※「経理事務担当」…通常、ケースワーカーとは別に置かれ、ケースワーカーが起案し決裁された保護決定調書に基づき、具体的な生活保護費の支払い事務（口座振替の手続き、市口座からの現金の引出しと封入、被保護者への交付

など)を行う。生活保護費の予算執行管理や支給用通帳・キャッシュカードの事実上の管理も含む。

「電算システム担当」…生活保護決定の起案・決定や通知書類の作成、支給の記録・管理を行う生活保護システムの実事上の管理（メンテナンス業者との連絡・調整、各職員へのパスワードの付与など）を行う。

(2) 管理上の原因

上記3のとおり、不正の手法としては大胆かつ稚拙であり、組織として通常のチェック体制が機能していれば、発生を防止できていた事案であると考えています。

当時の管理職は、本件職員にほぼ無条件の信頼を寄せており、システム上の決定処理を全面的に任せていたり、漫然と不正が含まれている事務処理を「決裁」するなど、チェック体制は全く機能していませんでした。

(3) 生活保護制度上の原因

生活保護のケースワークの過程で不正が行われていたり、ケースワーカーと被保護者の関係性の中で共謀していたような事実は確認しておりません。

そのことから、本件については、生活保護制度上の特有の原因はなく、当時の市の業務管理体制に問題があったものであると考えています。

5. 現在までに行った対策

- 経理事務担当と電算システム担当の分離
- 現業員と経理事務担当の分離
- 現業事務担当管理職と経理事務担当管理職の分離（経理事務担当の専任の管理職の設置）
- 金庫管理の適正化（定期的な点検）
- 「手書き」領収書の廃止（システム上の決定により打出した領収書のみ）
- 定例支給以外に追加支給の定例化（月3回）
- 資金前渡による随時払いの適正化（縮減）
- 資金前渡金精算に係る審査に必要な書類の添付
- 口座振込みによる支払いの奨励

6. 今後の方針

- ①刑事事件に関しては、真相解明に向けて、引き続き警察の捜査に全面的に協力をしてまいります。
- ②生活保護費不正支出調査等委員会を中心に、本件職員の不正行為に関する事実の調査を更に進め、あらゆる法的手段を講じて、損害額を回収します。
- ③本件職員及び関係職員について事情聴取を行い、厳正な処分を行います。
また、すべての職員の資質向上に取り組めます。
- ④外部から弁護士などの有識者を招へいして第三者委員会を設置し、事件の真相を解明し、再発防止策を定めます。
- ⑤明らかになった情報については、積極的に公表し、情報発信に努めます。

これまでの主な経過

- 平成23年 4月頃 本件職員の人事異動に伴い、不信な入力（生活保護が廃止されたA氏に対して約5,000万円も支給されたかのように入力されていた）や不自然な事務処理などを発見
- 平成24年 4月頃 管理職の人事異動に伴い、経理面での全面的な点検・調査を開始
- 8月27日 電算システムの機能アップに伴い、エラーが生じる
- 9月28日 上記のエラーが不正な処理によるものであることを確認
- 河内長野市生活保護費不正処理関係部署連絡協議会を設置し対応策検討
- 10月 4日 副市長を長とする生活保護費不正支出調査等委員会を設置し、全容解明と再発防止策の検討を開始
- 10月 5日 警察との協議を開始
- 10月～ 本件に関する全面的な点検・調査を実施
(現在継続中)
- 平成25年 4月 1日 本件の専任担当管理職を配置
本件に関する全面的な点検・調査を強化
- 10月 4日 河内長野警察署あて告訴状を提出
- 20日 警察による市役所内執務室等の搜索、本件職員の事情聴取

生活保護費の支出パターンと不正行為の概要

1 定例支給

(1) 定例支給とは

毎月の給料のように、あらかじめ算定された生活保護費を定例日・毎月5日に支給するもの。

稟議書（正規の生活保護決定調書＝紙ベースに押印）は、各ケースワーカー（CW）が起案・作成をし、福祉事務所長の決裁を経て被保護者に金額が通知される。

なお、原則として、次のア（口座振替）又はイ（窓口払い）のいずれか1つの方法で支給される。

ア 口座振替（定例日・毎月5日）

市の口座から被保護者等の銀行口座に振り替えられる。

イ 窓口払い（定例日・毎月5日）

市の口座から現金が引き出され、指定金融機関から経理担当が現金を受け取る。

経理担当は、その現金を各ケース別に封入しておき、定例日に窓口で被保護者に封入済みの現金を手渡す。

(2) 定例支給における不正行為

ア 口座振替の場合

被保護者と共謀しないと不正はできない。現時点では、そのような行為は確認されていない。

イ 窓口払いの場合

原則として、定例支給においては「口座振替」と「窓口払い」が合わさることはない。

「経理担当」兼「電算システム（生活保護システム）担当」であり、事実上の決裁権限を与えられていた本件職員は、各CWが作成する正規の稟議書（口座振替又は窓口払い）に加え、電算システム上で、“架空の窓口払い”分のデータを本件職員の窓口番号（※）に不正入力（1ケ

ースに対し、「口座振替（正規）と窓口払い（不正）」あるいは「窓口払い（正規）と窓口払い（不正）」の2重支給の（入力）し、支出命令書に必要な書類を出力していた。

※ 窓口番号	担当者（職員）毎の番号のこと。この窓口番号を入力しておくことにより、各種帳票や現金が窓口番号別に出力・出金されるので、本件職員以外のCWが担当している被保護者でも、本件職員の窓口番号を入力しておけば、正規の担当者に不正入力分の帳票や現金を見られずに処理することができる。
--------	---

なお、各CWの担当ごとに支出額をチェックするための支給明細書（点検用）が出力され、配付されるが、各CWのチェックを受けたのちに、本件職員が不正なデータを入力しているため、各CWは不正入力に気がつかない。

「経理担当」でもあった本件職員は、市の口座から引き出された現金を封入する際に、窓口払い分を着服する。

窓口払いは資金前渡であるため、精算のための領収書（被保護者の受領印）が必要となるが、本件職員が用意した自前の印鑑で押印する、あるいは被保護者に自分だけが対応して預かった印鑑を押印するなどにより、領収書がねつ造されている。

また、被保護者への金額の通知書類も、電算システムから口座振替分と窓口払い分（窓口番号ごと）に分けて出力されるが、「電算システム担当」でもあった本件職員は、架空入力の窓口払い分の通知書類を不正に処分したものと思われる。

以上により、市の口座から引き出された現金の封入作業を扱う「経理担当」と、不正な入力可能な「電算システム担当」の権限を有する本件職員が、これらの権限を利用して不正を行ったものと考えられる。

2 追加支給

(1) 追加支給（追給）とは

月の途中で、新規の被保護者が発生したために生活保護費の支給を行ったり、定例支給以外に臨時で支給する生活保護費の支給形態。このため、あらかじめ毎月の金額が定まっていない。

窓口払いの場合は、必要な時に支給できるように、毎月の「支出見込額」を資金前渡（※）により、「市の口座」から「生活福祉課長名義の口座」に入金して預かり、翌月以降に「精算」している。余った金額は、精算により、不用額として市の口座に戻される。

「経理担当」は、生活福祉課長名義の口座の通帳とキャッシュカードを取扱う立場にある。

（※資金前渡＝地方自治法 232 条の 5 第 2 項、同法施行令第 161 条第 1 項 10 号）

(2) 追加支給における不正行為

追加支給においても、各 CW により、稟議書（正規の生活保護決定調書＝紙ベースに押印）が起案・作成され、福祉事務所長の決裁を経て被保護者に金額が通知される。

「経理担当」兼「電算システム担当」であった本件職員は、次の方法により資金前渡された追加支給用の生活保護費を生活福祉課長名義の口座から不正に引き出し、着服したと考えられる。

ア フローの例 1

「電算システム担当」であった本件職員は、各 CW が作成する正規の稟議書とは別に、架空のデータを入力した上で、生活保護システムの ID を悪用して、電算システム（生活保護システム）上、真正なデータであるとして、決定処理をする（本来、査察指導員（SV）と呼ばれる管理職の職員が、ID とその権限で、この決定処理をすることとされている）。

正規の稟議書（紙ベースに押印）が存在せずとも、電算システム担当の権限でもって、システム上で不正入力しておく。

「経理担当」として、生活福祉課長名義の口座の通帳とキャッシュカードを取り扱い、不正に同口座から出金し、着服する。

精算には、被保護者の領収書が必要であるが、一部のCWは被保護者から「白紙の領収書」（押印のみ）を徴し、本件職員に渡していた（複数枚徴していたこともあった）。よって、領収書の金額は、本件職員の筆跡で書かれた架空の金額となっている。

なお、この白紙の領収書を徴することは、「経理担当」の本件職員が、一部のCWに指示していたもの。

イ フローの例2

生活保護システム（電算システム）は、稟議書を作成し、被保護者への支給内容を記録するシステムである。

「経理担当」は、生活福祉課長名義の口座の通帳とキャッシュカードを取扱うので、生活保護システムへの入力とは無関係に、同口座から不正に出金することが可能である。

よって、口座から不正出金・着服した上で、生活保護システムの集計上、総額の「つじつま」を合わせるためだけに、「経理担当」の権限を用いて、架空のデータを入力するなどしている。

精算方法については、上記例1と同様である。

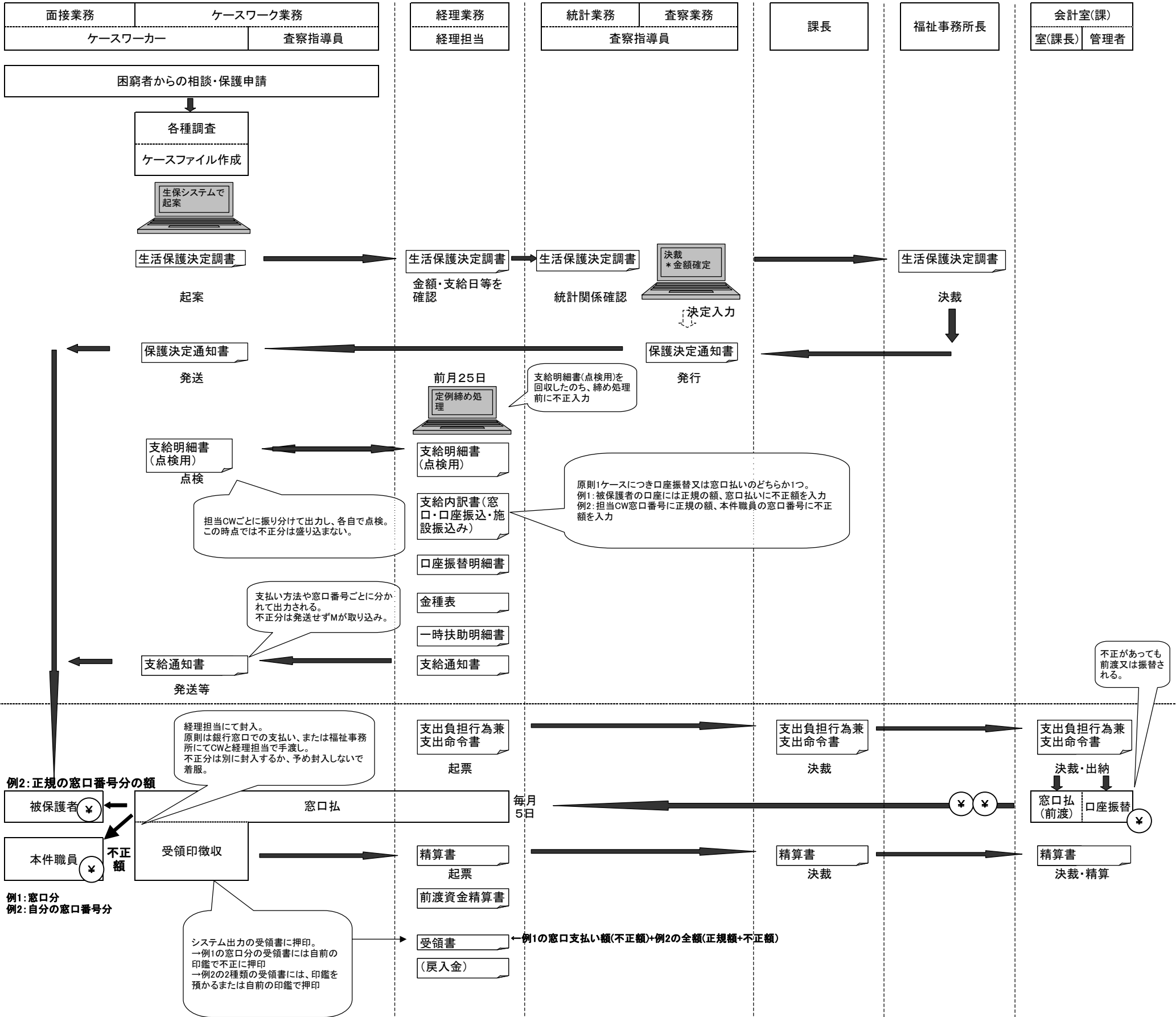
（なお、生活保護が廃止されていたA氏に対して生活保護費＝5111万5884円が支給されたかのような不自然な入力がされているのが発見されているが、これについては、本件職員が、「思わぬ」人事異動により、溜め込んでいた「つじつま」を一気に合わせるために行った行為であると推察される。）

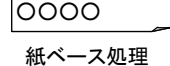
3 医療機関等への直接払い

市の口座から医療機関等に口座振替されるので、相手方の医療機関等と共謀しないと不正はできない。現時点では、そのような行為は確認されていない。

生活保護費事務処理の流れ(平成20年度～平成22年度)

<定例支給>



 生保システム処理
 紙ベース処理

不正があっても前渡又は振替される。

例2: 正規の窓口番号分の額
 被保護者
 本件職員
 不正額
 受領印徴収

例1: 窓口分
 例2: 自分の窓口番号分
 システム出力の受領書に押印。
 →例1の窓口分の受領書には自前の印鑑で不正に押印
 →例2の2種類の受領書には、印鑑を預かるまたは自前の印鑑で押印

原則1ケースにつき口座振替又は窓口払いのどちらか1つ。
 例1: 被保護者の口座には正規の額、窓口払いに不正額を入力
 例2: 担当CW窓口番号に正規の額、本件職員の窓口番号に不正額を入力

前月25日
 定例締め処理
 支給明細書(点検用)を回収したのち、締め処理前に不正入力

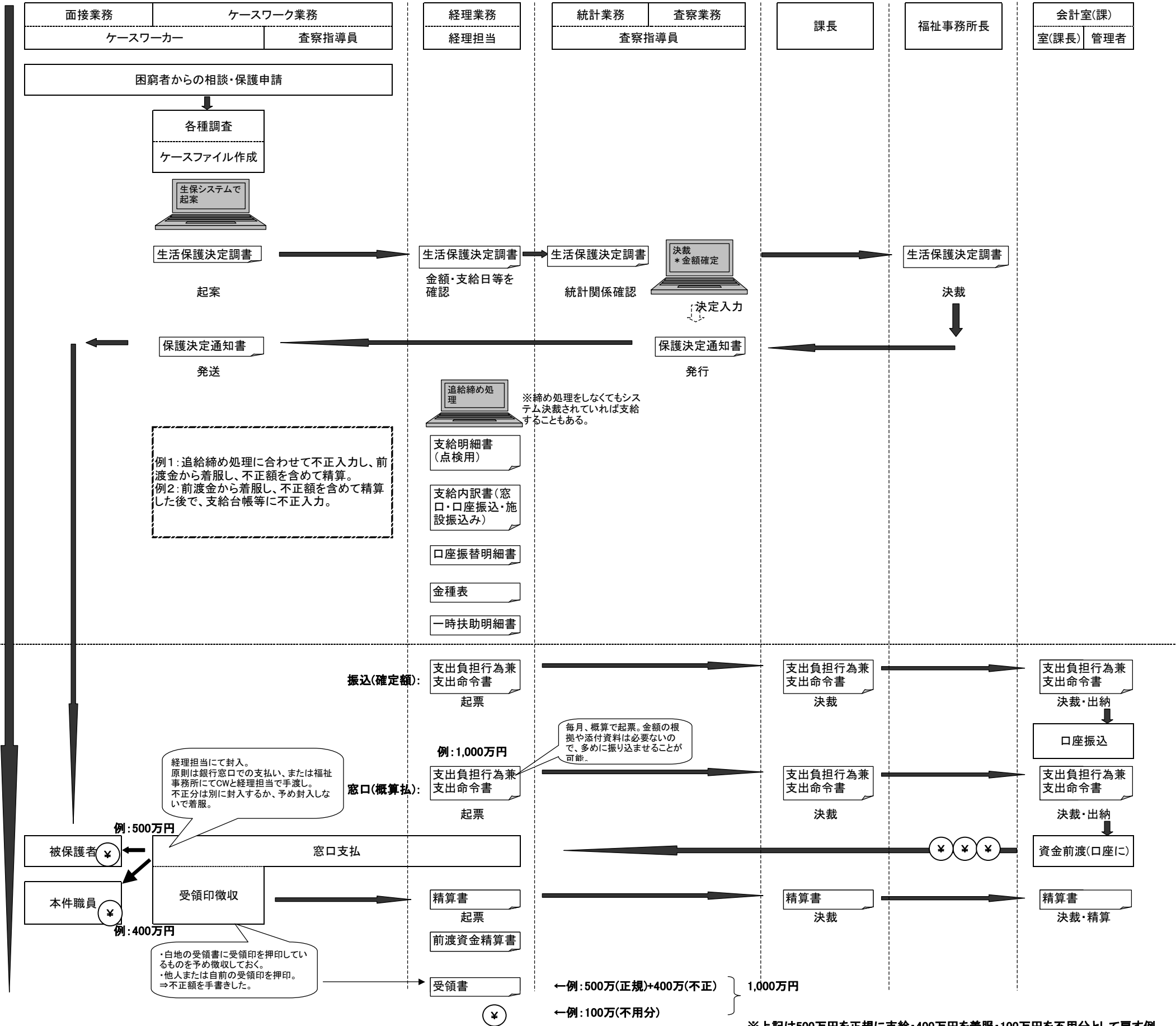
担当CWごとに振り分けて出力し、各自で点検。
 この時点では不正分は盛り込まない。

支払い方法や窓口番号ごとに分かれて出力される。
 不正分は発送せずMが取り込み。

←例1の窓口支払い額(不正額)+例2の全額(正規額+不正額)

生活保護費事務処理の流れ(平成20年度～平成22年度)

<追加支給>



例1: 追給締め処理に合わせて不正入力し、前渡金から着服し、不正額を含めて精算。
 例2: 前渡金から着服し、不正額を含めて精算した後で、支給台帳等に不正入力。

追給締め処理 ※締め処理をしなくてもシステム決裁されていれば支給することもある。

毎月、概算で起票。金額の根拠や添付資料は必要ないので、多めに振り込ませることが可能。

経理担当にて封入。原則は銀行窓口での支払い、または福祉事務所にCwと経理担当で手渡し。不正分は別に封入するか、予め封入しないで着服。

・白地の受領書に受領印を押印しているものを予め徴収しておく。
 ・他人または自前の受領印を押印。⇒不正額を手書きした。

←例: 500万(正規)+400万(不正) } 1,000万円
 ←例: 100万(不用分)

※上記は500万円を正規に支給・400万円を着服・100万円を不用分として戻す例

生保システム処理
 ○○○○
 紙ベース処理